

地域計画

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	(1回目)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	久留米市 40203
地域名 (地域内農業集落名)	長門石地域 (本村、今村)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	85.6 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	85.6 ha
② 田の面積	74.2 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	3.3 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	5.2 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.0 ha
(参考) 区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	26.5 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	0.0 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

長門石地域は、藩政時代に捷水路(しょうすいろう)工事が実施された地域である。地域内の農用地は約80ヘクタールと限られており、農地不足が課題となっていることから、隣接する佐賀県へ出作する耕作者も一定数存在する。職住一致型の経営が主流で、後継者や若手耕作者は一定数確保されているが、全体として高齢化は進行しており、将来的な耕作者減少を見据えた対応が必要である。

基盤整備は昭和後期までに概ね完了し、農地集積も進んでいるが、さらなる効率化を図るためには、集約の推進を見据えた畦畔除去や段差解消などの大区画化の検討、老朽化した農業用施設の再整備が課題となっている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

地域農業の将来は、土地利用型農業(米麦大豆等)と露地野菜(レタス等)、施設野菜(キュウリ、ほうれん草等)、花卉(キク)を中心とした複合経営を基本とし、現行の営農体系を維持しつつ持続的な発展を図る。また近年の高温化や資材高騰に対応するため、品目や品種の転換や高収益型経営への移行についても検討する。

農地の集積は、集落営農組織および認定農業者を中心に進め、将来的な耕作者減少を見据え、農作業の効率化、労働力の確保、老朽施設の再整備を進め、農地の利用状況を踏まえた集約の在り方を検討していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
地域内農地が限られ、出作が多い経営実態を踏まえつつ、中間管理機構を活用し、担い手への段階的な農地集積を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	67.2	%	将来の目標とする集積率
			76.0 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
土地利用型農業を中心に、作業効率向上が見込まれる区域から段階的な集約を検討する。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
認定農業者や集落営農組織を中心に農地の集積を進める。集約については、既存基盤を活かしつつ、調整可能な区域から補助事業や中間管理機構を活用し段階的に進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
集約の必要性がある農地については、中間管理機構を通じた取組みを検討していく。
(3)基盤整備事業への取組
作業効率化に向け、畦畔除去や段差解消などの大区画化の検討、老朽施設の更新について補助事業の活用を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
市や県、JAと連携し、若手農業者の確保及び経営継承支援に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
将来的な作業者不足に備え、農業支援サービスの活用や作業受委託体制の強化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ③農地活用の方針を引き続き検討した上で、スマート農業導入の可能性を探る
⑦老朽化したパイプラインの再整備を行う。堤防の除草作業の地域内分担を検討する。
⑩水害に備え雨水流入を抑制する施設の設置を検討する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			別紙のとおり			ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	62経営体		85.56 ha	0 ha		85.56 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

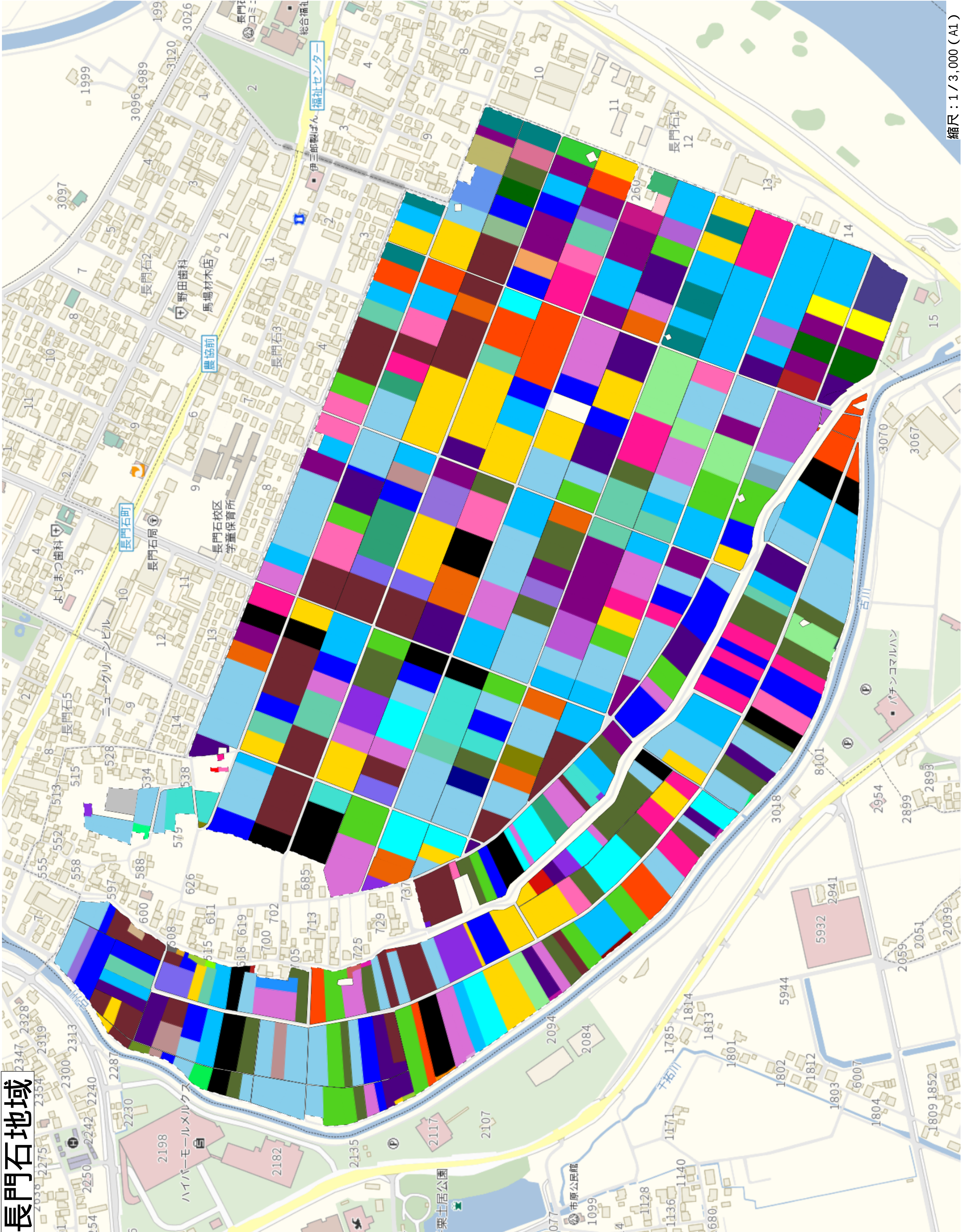
(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

長門石地域



縮尺：1 / 3,000 (A1)